

(目的)

第1条 この規程は、学校法人谷岡学園（以下「本学園」という。）において発生する危機事案に迅速かつ的確に対処するため、危機管理における基本方針、危機管理体制及び対処方法を定めることにより、本学園の学生、生徒、園児、教職員及び役員（以下「本学園関係者」という。）の安全確保を図るとともに本学園の社会的な責任を果たすことを目的とする。

(対象とする危機事案)

第2条 この規程において、「危機事案」とは、本学園及び本学園が設置する学校（以下「設置校」という。）の事案で、本学園関係者の安全に係わるもの、社会的信頼を損ねるもの、教育研究活動の遂行に支障をきたすもの、施設管理に起因するもの等、次に該当するものとする。

- (1) 地震、風水害、火災
- (2) 本学園関係者による刑事事件（殺人、強盗、恐喝等）
- (3) 情報セキュリティインシデント
- (4) 試験問題の漏洩
- (5) ハラスメント事案
- (6) 労働争議
- (7) 教育研究活動中の事故、爆破事故、器物損壊、盗難事件
- (8) 感染症の発生
- (9) その他、前各号に相当する事案であって、組織的・集中的に対処することが必要な事案

(危機管理における基本方針)

第3条 本学園における危機管理の基本方針は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 危機の未然防止に努める。
- (2) 本学園関係者の生命及び身体の安全確保を最優先とする。
- (3) 本学園の財産の保護に努める。
- (4) 本学園における教育、研究活動の継続又は速やかな再開に努める。
- (5) 関係機関との連携協力及び情報公開に努める。

(危機管理体制)

第4条 理事長は、本学園の危機管理を統括する責任者として、危機管理を推進するとともに、必要な措置を講じなければならない。

- 2 法人本部長は、理事長を補佐し、本学園の危機管理の推進に努めなければならない。
- 3 設置校の長、事務局長、事務長等は、当該設置校の危機管理を統括する責任者として、危

機管理を推進するとともに、必要な措置を講じなければならない。

（役員及び教職員の責務）

第5条 本学園の役員及び教職員は、常に危機管理意識を持ち、その職務を遂行しなければならない。

（通報連絡体制の確立及び危機対策本部の設置）

第6条 教職員は、第2条に該当する危機事案が発生した場合又は発生が予測される場合は、設置校の長、事務局長、事務長等を通じて、法人本部長に迅速的確に通報しなければならない。
なお、必要最小限の緊急措置は怠らないようにしなければならない。

- 2 法人本部長は、前項の通報を受けたときは、直ちに理事長に報告する。
- 3 理事長は、法人本部長、設置校の長、事務局長、事務長等と協議のうえ、危機事案の対処のために必要と判断した場合は、危機対策本部を設置する。
- 4 危機対策本部の組織及び運営については、別に定めるものとする。
- 5 理事長は、危機事案が終息したと判断した場合は、危機対策本部を解散する。

（事務所管）

第7条 この規程の事務所管は、法人本部総務課とする。

（改廃）

第8条 この規程の改廃は、理事会が行う。

附 則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。